

## 最低賃金改定に関する意見書

我が国の経済は、企業収益の改善、設備投資の増加などにより景気の回復基調が続いている。雇用情勢も厳しさは残るものの中でも改善に広がりが見られている。しかしながら、企業収益の家計への配分は少なく、労働者世帯の家計は伸び悩み、実質的に生活保護の水準を下回る現象も見られるなど、賃金のセーフティーネットの充実がこれまで以上に望まれている。最低賃金制度は、こうしたセーフティーネットの一つであり、地域別最低賃金の改善は、労働者を支援する労働行政の重要な施策である。

については、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を目的とした最低賃金法の趣旨にのっとり、平成19年度の神奈川県最低賃金の改定に当たっては、次の点に特段の配慮をするとともに、制度の一層の充実を図るよう要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の改定諮問を早急に行い、同一価値労働同一賃金の観点に立ち、社会情勢を勘案しつつ、一般労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内の最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- 3 総枠としての最低賃金論議においては、格差の現実、労働力人口も踏まえて適切な対応を早期に示すこと。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年5月29日

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
神奈川労働局長

} あて

横浜市議会議長

藤代耕一